

# 県議会の仕事

県議会は、法令により多くの権限が与えられています。それにより県政の重要な事項を審議し、進むべき方向を決定する役割をもっています。主な仕事(権限)は、以下のとおりです。

## 議決

条例の制定・改正・廃止、予算の成立、決算の認定、主要な契約の締結など、県政の重要な事項は、県議会の議決が必要です。

## 選挙

議長・副議長・選挙管理委員会委員などを選挙します。

## 同意

知事が選任・任命する副知事及び各種委員など県政の重要な職務に就く人の人事については、県議会の同意が必要です。

## 意見書提出・決議

県民の利益に関する事項について、関係する行政機関や国会に意見書を提出したり、時の社会問題等についての議会の意思を明らかにするため決議を行います。

## 請願の審査、陳情の処理

県民からの意見や要望を受理します。なお、請願については審査し、その内容が県政にとって有益なときは採択し、知事や関係機関に送付して、その処理の経過及び結果報告を求めます。

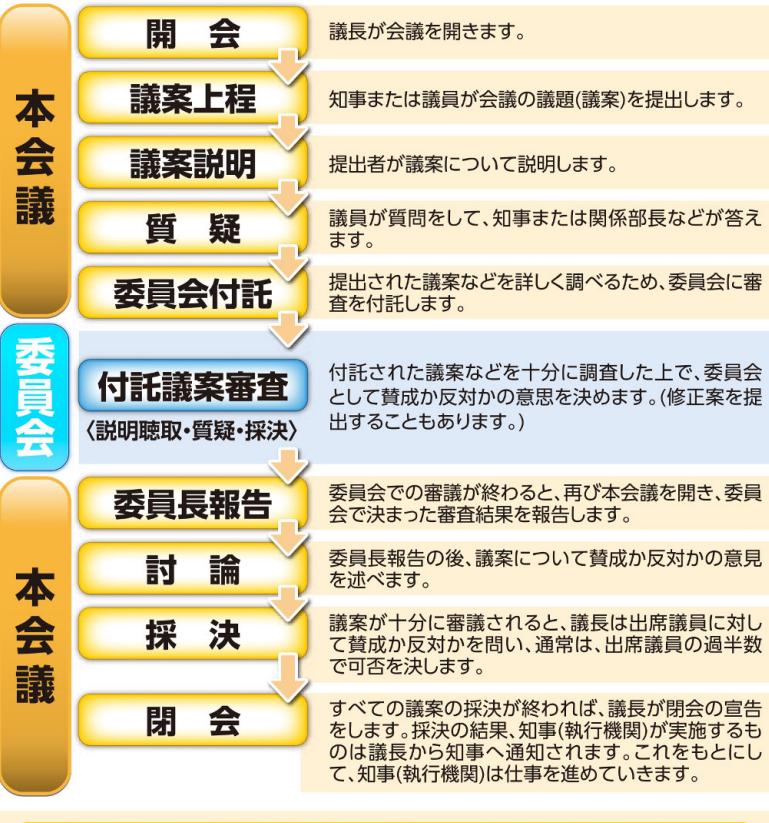
## 調査・検査

県の仕事が適正に行われているかどうか調査・検査します。必要に応じて、関係者から説明・意見を聴取したり、出頭・証言・記録の提出を求めたりします。



# 議案を議決するまでの流れ

議案は、本会議で質疑されたのち関係委員会に付託され、十分に審議された上で本会議で議決します。



## 議会で議決する議案の主なもの

予算…知事から提出された1年間の収入(歳入)と支出(歳出)の見積額のことです。議会で可決された予算をもとに各種の施策を実施します。

条例…県で定める法律のことで、議会の議決を得て制定します。条例には県民の権利や義務に関するもの、県政の運営に関するものなどがあり、知事提出議案のものと議員提出議案のものがあります。

# 特別委員会

特別委員会は複数の常任委員会にまたがる事項や特に重要な案件など特定の事項について専門的に審議する機関です。

## 防災・国土強靭化対策特別委員会

防災、減災、迅速な復旧・復興等諸般の災害に関する施策について調査審議します。

- 尾崎 要二 前芝 雅嗣 山本 茂博
- 岩井 弘次 川畑 哲哉 長坂 隆司
- 堀 龍雄 花田 健吉 雜賀 光夫
- 森 礼子 富安 民浩 (定数11人)

- 審議内容**
- 南海トラフ巨大地震対策
  - 台風等による土砂災害対策
  - 公共施設の高台移転の促進 など

## 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会

人権、少子高齢化問題等に関する施策について調査審議します。

- 中村 裕一 吉井 和視 藤本眞利子
- 奥村 規子 中本 浩精 中 拓哉
- 濱口 太史 岸本 健 (定数10人)
- 鈴木 太雄 山下 直也

- 審議内容**
- 人権問題対策
  - 少子高齢化対策 など

## 行政改革・基本計画等に関する特別委員会

行政改革、県行政に係る基本計画等及び関西広域連合について調査審議します。

- 井出 益弘 尾崎 太郎 片桐 章浩
- 浦口 高典 岩田 弘彦 菅原 博之
- 中西 峰雄 新島 雄 (定数10人)
- 秋月 史成 山田 正彦

- 審議内容**
- 行政改革
  - 関西広域連合 など

## 半島振興・地方創生対策特別委員会

- 宇治田栄蔵 谷 洋一
- 服部 一 坂本 登
- 立谷 誠一 谷口 和樹
- 浅井修一郎 松坂 英樹
- 泉 正徳 多田 純一
- 藤山 将材 (定数11人)

- 半島地域の振興対策及び地方創生に関する施策について調査審議します。
- 審議内容**
- 半島振興
  - 地方創生 など

## 予算特別委員会

- 新島 雄 濱口 太史 山下 直也
- 藤山 将材 尾崎 要二 浦口 高典
- 立谷 誠一 鈴木 太雄 谷口 和樹
- 前芝 雅嗣 岩田 弘彦 長坂 隆司
- 井出 益弘 富安 民浩 松坂 英樹
- 宇治田栄蔵 中本 浩精 岩井 弘次
- 川畑 哲哉 岸本 健 (定数20人)

県の予算を総合的に審議します。

- 審議内容**
- 一般会計予算
  - 特別会計予算 など